

様式第4号（第6条関係）

堺市生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助金交付決定通知書

年 月 日

様

堺市上下水道事業管理者



年 月 日付けで申請のあった堺市生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助金について、次のとおり交付することに決定しましたので、堺市生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

補助金交付予定額	円 (この記載額は予定金額であり、確定金額ではありません。)
施工場所	堺市 区

補助条件

- 1 補助金をその目的以外に使用しないこと。
- 2 工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに管理者に報告してその指示を受けること。
- 3 堺市生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助金交付要綱の規定に従うこと。
- 4 本通知書を受け取った日から起算して3か月以内に工事を完了させること。
- 5 工事の内容を変更する場合は、事前に工事変更申請書を提出し、承認を受けること。
- 6 工事を中止する場合は、工事中止届を提出すること。
- 7 工事が完了したときは、工事完了検査を受けること。
- 8 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。